

## 分離・分割後の不採算林整備策に係る収支不足額

(見直し案「案2 分離案」番号「5」適用価格「平成21年度(平均価格)」をベースに試算)

単位:千円

項目	売却(案)	新契約(案) (新補助・支援制度 の創設)	資産持ち株会社 (SPC)の創設 (案)	購入(案)
① 収支不足額(全体)	▲ 16,651,691	▲ 16,651,691	▲ 16,651,691	▲ 16,651,691
② 分収推計金額(C.D.Eランク)	8,134,366	8,134,366	8,134,366	8,134,366
③ 将来投資額	3,062,016	3,062,016	3,062,016	3,062,016
④ 将来利息	2,095,437	2,095,437	2,095,437	2,095,437
⑤ 将来収支1 ②-(③+④)	2,976,913	—	—	—
⑥ 県線上償還調達利息 ※1(年利1.6%×10年)	—	404,328	404,328	735,024
⑦ 時価評価した場合の収入 ②÷1.879 ※2	4,329,093	—	—	—
⑧ 新契約等に係る人件費(土地所有者対応)	—	39,830	—	—
⑨ 新契約による分収推計額(60%→50%)	—	6,778,638	—	—
⑩ SPCに係る人件費(土地所有者対応)	—	—	39,830	—
⑪ SPCに係る森林管理経費 立木総収入×10%	—	—	1,355,728	—
⑫ SPCによる公社受益額 (立木総収入-⑪)×54%	—	—	6,588,836	—
⑬ 土地所有者持分40%購入費用 ②÷1.879÷6×4	—	—	—	2,886,062
⑭ 土地購入費用	—	—	—	784,489
⑮ 再造林費用	—	—	—	2,008,320
将来負担見込額	▲ 15,299,511 (時価売却) ⑬=①-②+⑦+(③+④) ▲ 19,628,604 (無償譲渡) ⑭=①-②+(③+④)	▲ 13,294,124 ⑮=①+(③+④)-⑥ -⑧-(②-⑨)	▲ 13,483,926 ⑯=①+(③+④)-⑥ -⑩-(②-⑫)	▲ 18,084,087 ⑰=①+④-⑥-⑭-⑮
①収支不足額との差額	1,352,180 ⑮-①(時価売却) ▲ 2,976,913 ⑭-①(無償譲渡)	3,357,567 ⑮-①	3,167,765 ⑯-①	▲ 1,432,396 ⑰-①

この試算は、別紙想定による仮定である。

※1 「⑥ 県線上償還調達利息」は、契約解除に伴い有利子負債を線上償還するための財源として新たに県が資金調達した際の利息(長プラ金利1.6%)を試算したもの。 → 有利子負債元金残額 4,487,822千円の借換にかかる利息 404,328千円を試算。

※ 売却案は売却収入の財源で線上償還するため借換をしないと想定  
及び購入案にかかる⑬⑭の資金調達 3,670,551千円にかかる利息 330,696千円を試算。

※2 ⑦「時価評価した場合の収入」は、公社営林の平均伐期齢から平均林齢を差し引いた期間(37.43年)を日本政策金融公庫のH23.3.31現在の基準金利1.7%により算出した割引率  $= (1+\text{年利率})^{-\text{割引期間}} = (1+0.017)^{-37.43} = 1.879$

## 別紙

### ○売却(案)

- 1) 無償譲渡の場合は、将来得られるであろう収入を放棄するため、①収支不足額から⑤将来収支1を減額
- 2) 時価で売却する場合は、⑰無償譲渡の場合の金額に、②分収推計金額を時価評価した場合の収入を増額
- 3) 契約解除に伴う借入金4,487,822千円の繰上償還費用に係る⑥県調達利息は、⑦の収入で賄うため発生しない

### ○新契約(案)

- 1) ③将来投資額と④将来利息が不要
- 2) 新たに、契約解除に伴う借入金の繰上償還費用に係る⑥県調達利息が必要
- 3) 新たに、土地所有者対応として⑧新契約等に係る人件費(\*)が必要  
(\*土地所有者との交渉にかかる事務を嘱託2名で、5年間(3,983千円×2人×5年=39,830千円)必要と試算)
- 4) 公社収入は、⑨新契約による分収推計額(60%→50%)として試算
- 5) 新契約により、森林管理事業体が10%(1,355,728千円)の分収を受けるとして試算

### ○SPC(案)

- 1) ③将来投資額と④将来利息が不要
- 2) 新たに、契約解除に伴う借入金の繰上償還費用に係る⑥県調達利息が必要
- 3) 新たに、土地所有者対応として⑩SPCに係る人件費(新契約案と同額)が必要
- 4) 新たに、SPCに係る⑪森林管理経費が必要(立木総収入13,557,277千円の10%)
- 5) 出資額と出資率

土地所有者は土地と持分4割を出資、公社は持分6割を出資、SPC会社は1億円を出資するとして出資率を計算

a 公社出資額=⑦時価評価した場合の収入=4,329,093千円

公社出資率=4,329,093千円/8,099,644千円×100=54%

b 土地所有者出資額=⑦時価評価した場合の収入÷6×4 + ⑭土地代=3,670,551千円

土地所有者出資率=3,670,551千円/8,099,644千円×100=45%

c 民間会社出資額=100,000千円

民間会社出資率=100,000千円/8,099,644千円×100=1%

(出資総額(a+b+c)=4,329,093千円+3,670,551千円+100,000千円=8,099,644千円)

- 6) ⑫SPCによる公社受益額は、(立木総収入－森林管理経費)×54%

### ○購入(案)

- 1) 新たに、契約解除に伴う借入金の繰上償還費用、⑬土地所有者持分40%購入費用、⑭土地購入代金に係る⑥県調達利息が必要
- 2) 新たに、⑬土地所有者持分40%購入費用が必要であるが、将来売却するため収支差なし
- 3) 新たに、⑭土地購入代金が必要(7,845ha(C,D,E面積)×10万円/ha)
- 4) 新たに、⑮再造林費用が必要(7,845ha(C,D,E面積)×80万円/ha×32%)  
(再造林費用の他、新たに下刈り・除伐・保育間伐等の森林整備費用、及び管理費用(将来投資額)が必要となるが、計上していない。)